

住宅瑕疵担保履行法（建設業者用）

◆平成24年9月30日を基準日とする第6回目の届出手続きについて

届出期間: 基準日から3週間以内(今回の届出期限は平成24年10月22日まで)

届出対象者

1. 平成24年4月1日から平成24年9月30日(当日含む)までの間に新築住宅を引き渡した建設業者
2. 第1回(基準日:平成22年3月31日)、第2回(基準日:平成22年9月30日)、第3回(基準日:平成23年3月31日)、第4回(基準日:平成23年9月30日)、第5回(基準日:平成24年3月31日)に届出をした建設業者

※平成24年4月1日から平成24年9月30日までの間に引渡しの実績がない場合でも、これまでに一度でも届出を行った事業者は戸数0戸として届出を行う必要がありますので、ご注意ください。

届出先

長崎県庁 土木部監理課 建設業指導班（〒850-8570 長崎市江戸町2-13）

届出方法

郵送のみ ※当日消印有効
(『住宅瑕疵担保履行法届出書在中』と朱書きしてください)

届出書類

○届出書(第1号様式(第5条関係)) ※押印要

[>関係様式ダウンロード、記載例](#)(国土交通省HP)

○指定保険法人が発行する保険契約を証する書面〔保険契約締結証明書(原本)〕(※基準日前6ヶ月間において新たに保険加入した場合)

○引渡し物件の一覧表(第1号の2様式(第5条関係)) 又は 保険契約締結証明書【明細】(※基準日前6ヶ月間において引き渡した新築住宅)※押印要

○供託書の写し(※基準日前6ヶ月間において新たに保証金を供託した場合)

届出部数

- 1部(受付印を押した控え(副)の返送を希望する場合は、必要額の切手を貼り、宛名を記載した返信用封筒を同封のうえ、正副各1部)提出

<参考>

※ 住宅瑕疵担保履行法の詳細については[こちら](#)をご覧ください。(国土交通省HP)

 [建設業関係トップページへ戻る](#)